

# KOSHIN REPORT 2024

ディスクロージャー誌



# TOKYO KOSEI

## 経営ビジョン

### 東京厚生信用組合は、

定款に定められた「医療・福祉・環境衛生」事業の「業域」を基盤に、店舗所在地を中心とする「地域」への広がりも兼ね備えた特色のある信用組合として、他にはないノウハウの蓄積、コンサルティング能力の向上を図り、「業域」及び「地域」の皆様へ良質かつ特色的ある金融サービスを提供することにより、「業域」及び「地域」の発展に貢献いたします。

## 経営方針

### 東京厚生信用組合は

1. 「業域」と「地域」の双方の領域で、お客様とのリレーションとこれまで培ったノウハウにより、きめ細かいサービスの提供とコンサルティング機能を発揮することで、両領域の中小規模事業者等の皆様に良質な金融サービスを提供いたします。
2. 「業域」と「地域」の双方で業務を行う金融機関として業域間・地域間はもとより、「業域」と「地域」を繋ぐビジネスマッチングの実施と金融仲介機能の発揮により、両領域の中小規模事業者等の皆様の事業展開をサポートいたします。
3. 中小規模事業者等の皆様のニーズに的確かつ柔軟に対応するとともに、提案型営業の推進により、お客様のニーズを創造し、必要な資金提供を行います。

## CONTENTS

1 ■ ごあいさつ	9 ■ 苦情処理措置及び紛争解決措置について
1 ■ 東京厚生信用組合の概要・店舗のご案内	9 ■ マネロン・テロ資金供与対策
2 ■ 役員・組織図・店舗のご案内	10 ■ 業務のご案内
3 ■ 当組合の沿革	12 ■ 令和5年度 業績と経営内容
4 ■ 業績の推移	20 ■ 自己資本の充実の状況
6 ■ 地域貢献活動	26 ■ リスク管理債権について
7 ■ コンプライアンス体制とリスク管理体制	27 ■ 総代会について
8 ■ 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取り組み状況	29 ■ 開示項目一覧
8 ■ サイバーセキュリティへの取組強化	

# SHINYO KUMIAI

# ごあいさつ

皆様には日頃より当組合の業務運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、役職員一同厚く御礼申し上げます。  
この度、当組合の第71期（令和5年度）の業務内容及び経営状況等を取り纏めたディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧頂ければ幸いに存じます。

令和5年度の日本経済は、新型コロナウィルスが収束に向かうなか、国内では、賃上げや企業による高い投資意欲が見られる一方で、賃上げを上回る物価高騰により、個人消費や設備投資は依然として力強さに欠けています。

また、中国経済の減速やロシアのウクライナ侵攻、中東情勢の不安定化等による地政学リスクの拡大、及び、インフレ対策としての欧米を中心とした金融引締め等による景気の後退観測もあり、日本を含む世界経済は下振れリスクを抱えている状況が見られました。

当組合の主なお取引先である中小規模事業者の皆様につきましても、人件費及び物件費の高騰や人手不足、後継者不足に加えて、いわゆるゼロゼロ融資の返済開始に伴う資金繰り悪化懸念等を背景に、依然として厳しい経営状況が続いています。

このような経済環境のなか、当組合は、令和4年度にスタートした3ヶ年にわたる第四次経営強化計画の下、「業域を基盤として地域への広がりも兼ね備えた」特色のある信用組合として、金融仲介機能を十分果たすべく、医療・福祉・環境衛生の事業者の皆様のニーズに応え、きめ細やかな金融サービスの提供に努めるとともに、地域の中小規模事業者の皆様に対しても、さまざまなニーズに応え、役職員一丸となり業務運営に努めてまいりました。

令和5年度業績につきましては、貸出金残高が対前期比1,272百万円増加の37,595百万円、預金残高が対前期比324百万円減少の52,372百万円となりました。

利益面では、業務収益が、貸出金利息収入額の前期比40百万円増加等により、対前期比53百万円の增收となる一方で、経費等の業務費用は減少したことから、結果として、本業の利益を示すコア業務純益は対前期比91百万円増加の311百万円、最終利益である当期純利益は対前期比88百万円増加の275百万円を計上することができました。

これもひとえに皆様方のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

第72期（令和6年度）は、第四次経営強化計画の最終年度となる重要な年度であります。

当組合としては、業域と地域の双方の領域で、お客様とのリレーションを一層強化するとともに、これまでに培ったノウハウを活用したきめ細かいサービスの提供や、コンサルティング機能の発揮により、中小規模事業者等の皆様のニーズに一層応えてまいりたいと考えております。

これからも、真に必要とされ信頼される協同組織金融機関を目指し、役職員一丸となって努力してまいりますので、引き続き、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

理事長 土井 真一郎

## 東京厚生信用組合の概要・店舗のご案内

「中小企業等協同組合法」に基づく中小企業者や勤労者の協同組合組織による相互扶助を目的とした金融機関です。特に当組合は、業域信用組合としては、医療・福祉・環境衛生の事業を営む企業及び個人事業主の皆様への良質な金融サービスの提供を使命としており、診療所や調剤薬局の開業・運営資金の貸出、老人福祉施設や障害者施設等各種福祉施設の開設・運営資金の貸出、地域信用組合としては、事業者や、個人のお客様の資金需要に対する各種ローンなどのサービスの提供を行い、信用組合としての社会的責任を果たすことにより、業域及び地域の発展に寄与しております。

### ●東京厚生信用組合の概要

名 称	東京厚生信用組合	代 表 者	理事長 土井 真一郎
設 立	昭和28年8月8日	組 合 員 数	8,480名
出 資 金	5,188百万円	常勤役職員数	57名
本 部 所 在 地	東京都新宿区西新宿6-2-18	電 話 番 号	03-3342-2415(代)
ホーメページ	<a href="https://www.tokyokosei.co.jp">https://www.tokyokosei.co.jp</a>	店 舗 数	4店舗

### ●店舗のご案内

営業時間(窓口)	月曜日～金曜日 9:00～15:00	(※ATMをご利用できる時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00)
休 業 日	土、日、祝祭日及び銀行法に定める休日	

本 部・本 店	〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-2-18 TEL 03-3342-2411
浅 草 支 店	〒111-0043 東京都台東区駒形1-1-12 TEL 03-3843-8411
小 平 支 店	〒187-0041 東京都小平市美園町1-31-1 TEL 042-343-0321
青 梅 支 店	〒198-0036 東京都青梅市河辺町10-8-3 TEL 0428-24-2111

●ATM（現金自動預払機）は全店舗に設置しております。

●お取引いただける方

- 都内一円、神奈川県（川崎・横浜市）及び埼玉県（朝霞・入間・所沢・戸田・新座・飯能市）において中小規模（法令に基づく）の福祉・医薬・環境衛生及びこれに関連する事業を営む事業者、その事業者の役員及び従業員の方
- 千代田区、中央区、新宿区、台東区、渋谷区、中野区、小平市、東久留米市、東村山市、西東京市、青梅市、羽村市内で中小規模の事業（業種は問いません）を営む事業者、事業者の役員及び従業員の方
- 千代田区、中央区、新宿区、台東区、渋谷区、中野区、小平市、東久留米市、東村山市、西東京市、青梅市、羽村市内に住所・居所を有する個人の方

# 役員・組織図・店舗のご案内

## 役員

### 理事長

土井 真一郎

### 常務理事

小野寺 栄治

### 常勤理事

中嶋 勉

### 常勤理事

癸生川 徹

### 常勤理事

辻田 浩之

### 常勤監事

森尾 みゆき

### 理事(非常勤) (※1)

野村 寛 福都心会監事

白井 譲 (一社)東京環境保全協会 常任理事

矢田 宏人 (株)福祉医療共済会 代表取締役

田中 美佐 社会福祉法人 大三島育徳会 副理事長  
特別養護老人ホーム 博水の郷 施設長

久留 善武 (一社)シルバーサービス振興会 常務理事

辻 健吾 弁護士 大江・田中・大宅法律事務所

### 監事(非常勤) (※2)

吉川 裕一 税理士 吉川税務会計事務所

(※1)当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画によりガバナンスの向上や組合員の意見の他面的な反映に努めております。

(※2)非常勤監事は、「協同組合による金融事業に関する法律第5条の3」に規定する、員外監事であります。

(令和6年6月末現在)

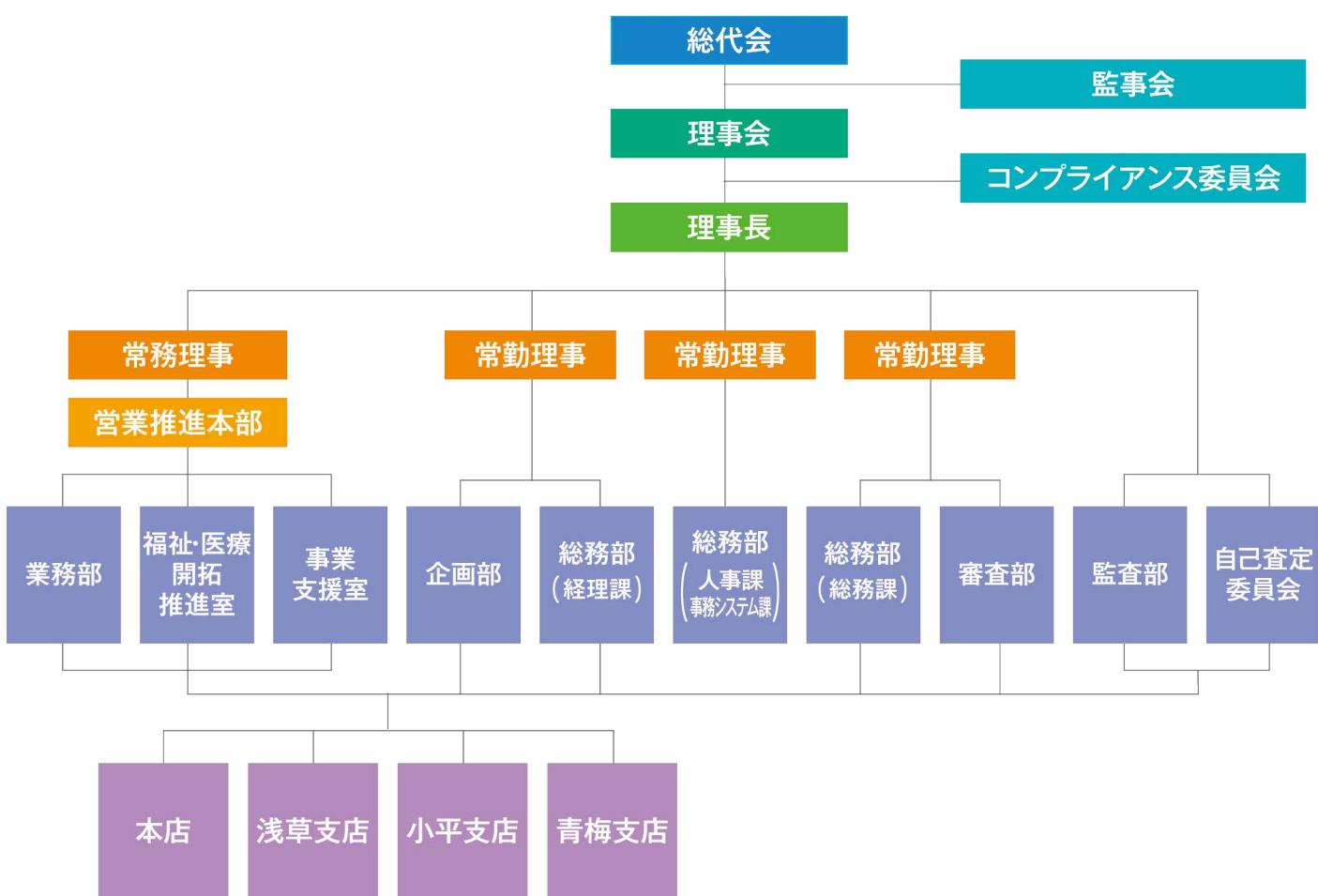
## 会計監査人の名称

東邦監査法人 (令和6年6月末現在)

2

## 組織図

役員・組織図・店舗のご案内



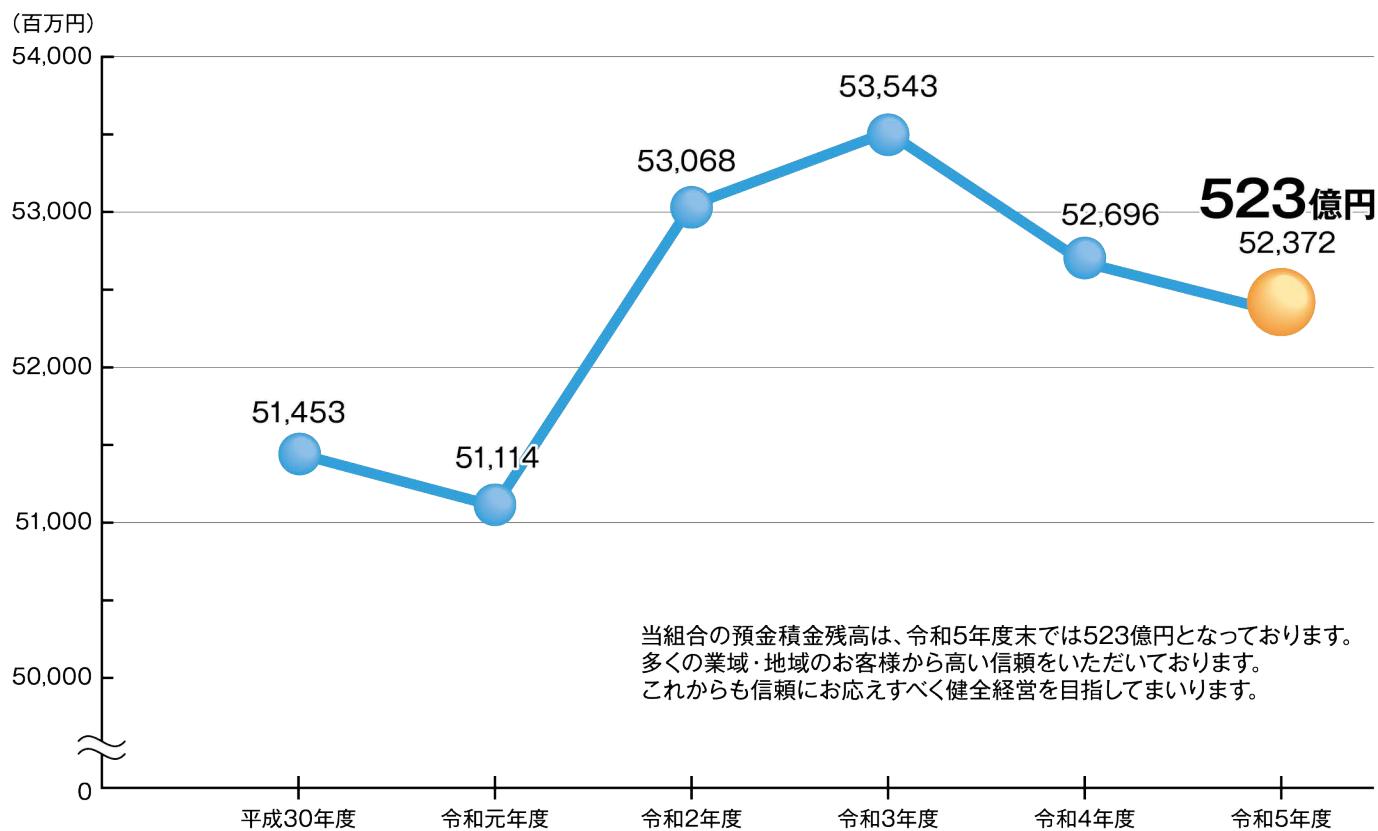
# 当組合の沿革

## 当組合の沿革

昭和 28 年 8 月	設立、台東区に本店を定める。
昭和 39 年 10 月	新宿支店開設。
昭和 42 年 6 月	店舗所在地区として台東区、新宿区の営業認可を受ける。
昭和 43 年 10 月	小平支店開設。 小平・東村山市公金取扱、同市制度融資代理業務指定金融機関の認可を受け、取扱事務開始。
昭和 46 年 2 月	組合員資格として環境衛生業を追加。
昭和 50 年 4 月	青梅支店開設。 青梅市公金取扱、同市制度融資代理業務指定金融機関の認可を受け、取扱事務開始。
昭和 52 年 6 月	地域信用組合の営業範囲の一部として、千代田区・中央区・渋谷区・中野区・小平市・田無市・東久留米市・東村山市・青梅市・羽村市の営業認可を受ける。
昭和 55 年 8 月	新宿区西新宿に新本店ビルを建設。 本店を浅草より移転するとともに、新宿支店を合併し、営業開始。旧本店を浅草支店として営業開始。
昭和 57 年 5 月	全店オンラインシステム稼働開始。
平成 元年 3 月	現金自動預払機(ATM) 全店稼働。
平成 3 年 2 月	第5次ネット・キャッシュサービス取扱開始。
平成 5 年 8 月	信用組合共同センターに加盟。
平成 12 年 3 月	デビットカード取扱開始。
平成 12 年 10 月	東京都国民健康保険団体連合会により振込金融機関の指定を受ける。
平成 13 年 6 月	田無市と保谷市の合併に伴う西東京市の営業認可を受ける。
平成 17 年 6 月	独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉事業施設の整備事業に対する貸付に係る覚書締結。
平成 20 年 8 月	神奈川県川崎市・横浜市、埼玉県所沢市・朝霞市・入間市・飯能市・戸田市・新座市の2県8市の業域営業認可を受ける。
平成 24 年 3 月	優先出資を発行。
平成 26 年 3 月	優先出資を発行。
平成 26 年 6 月	経営革新等支援機関の認定取得。
令和 3 年 4 月	TKC東京都心会と中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結
令和 4 年 4 月	東京都内信用組合との連携協力に関する協定書を締結
令和 4 年 11 月	電子手形交換所へ移行
令和 5 年 4 月	新宿区中小企業支援ネットワーク会議協定書を締結

# 業績の推移

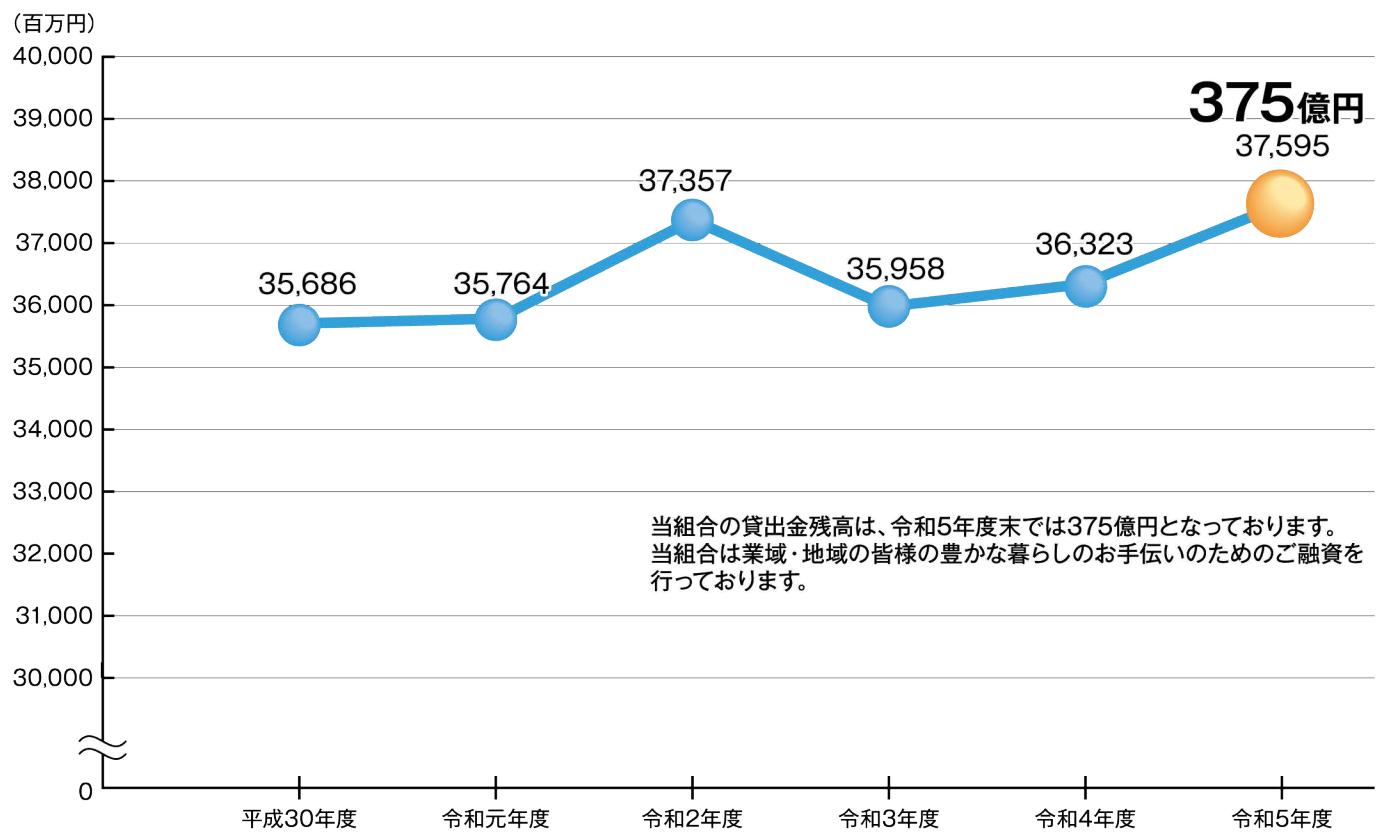
## 1.預金積金残高の推移



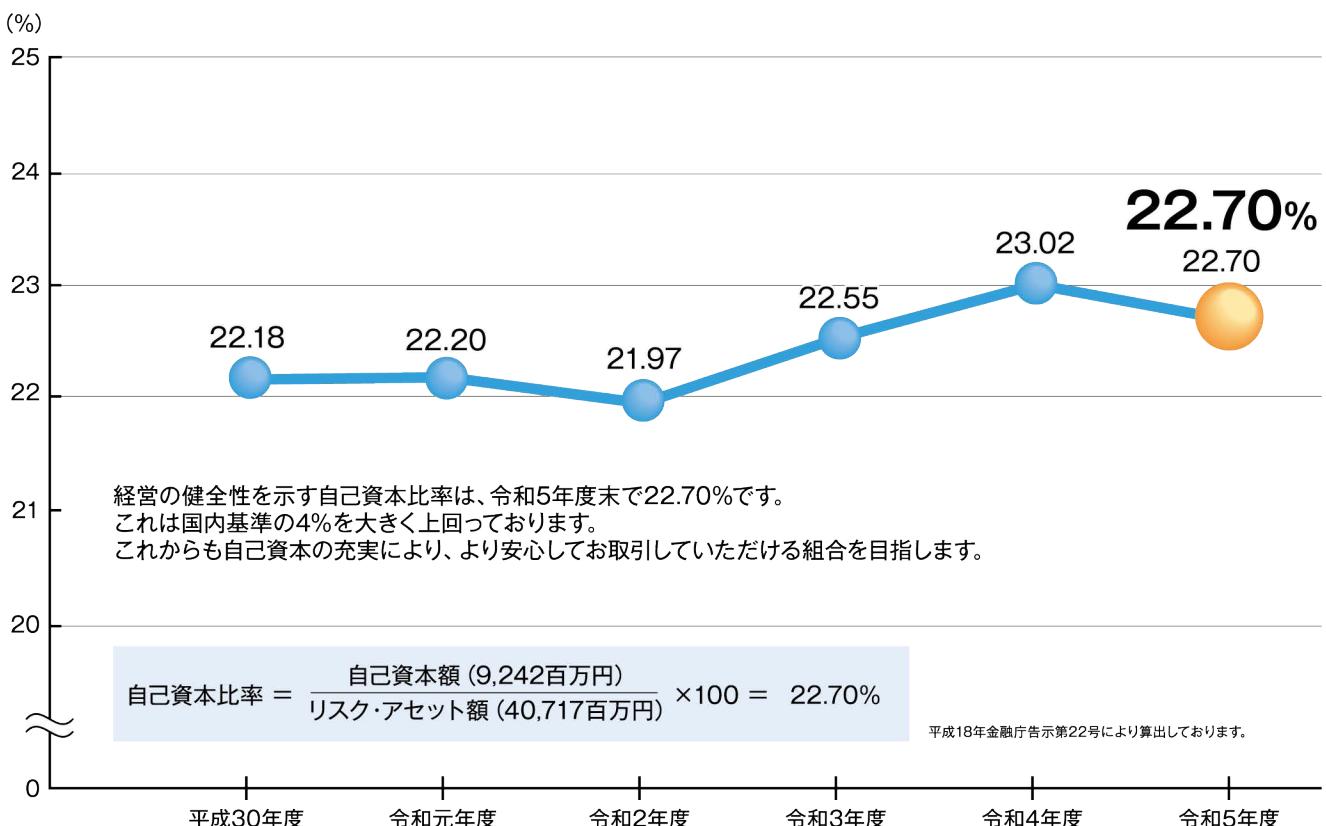
## 2.当期純利益の推移



### 3.貸出金残高の推移



### 4.自己資本比率(単体)の推移



# 地域貢献活動

## 地域貢献活動の状況について

### 1.貢献に対する組合の経営姿勢

- 当組合は業域信用組合として、医療・福祉・環境衛生の事業を営む企業及び個人事業主の皆様への良質な金融サービスの提供を使命としており、診療所や調剤薬局の開業・運営資金の貸出、老人福祉施設の開設・運営に係る資金の貸出を行い、信用組合としての責任を果たすことにより、業域・地域の発展に寄与しております。
- 当組合は業域・地域と一体であることが相互の発展をもたらすものであるとの認識から、地元町内会や商店会の主催する行事への参加、ボランティア活動への参加を通じて、相互理解を深め信頼関係を構築するよう努めております。

### 2.預金を通じた地域貢献

- 当組合がお客様からお預りしている預金は、医療・福祉・環境衛生に関連した事業を営む皆様の設備資金や運転資金として貸出しております。
- また、個人のお客様には住宅ローン等の貸出を通じて、生活環境の向上、地域発展のために使われております。

6

地域貢献活動

### 3.融資を通じた地域貢献

- 当組合は、以下の商品を取り扱い、業域・地域の皆様の資金需要に貢献しております。

(令和5年4月～令和6年3月、貸出実績)

(単位：千円)

貸出商品	件 数	金 額
医師向け融資	14	167,550
歯科医師向け融資	20	182,660
歯科医師会会員向け融資 【メンバーズローン】	0	0
薬剤師会会員向け融資	0	0
福祉関連融資	44	1,172,140
保証協会保証付融資	22	246,184
障害者支援事業所向け融資	3	10,840
事業所支援向け融資	0	0
不動産融資	231	13,202,170
東京環境保全協会会員向け融資	0	0
高金利融資商品肩代り専用融資	0	0
その他事業者向け融資	112	853,839
住宅ローン	8	191,900
消費者ローン	32	53,200
その他個人向け融資	18	225,212
合 計	504	16,305,695

### 4.地域密着型金融に関する事項

- 業域信用組合として社会福祉や環境衛生など、地域・生活に密着した活動を行い、NPO法人(介護福祉関連)の設立、創業支援やグループホーム、障害者事業所等を支援し、地域貢献を図っております。
- 過度に不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の1つとして、医療機関や特別養護老人ホーム、居宅介護サービス事業者等が毎月受領する診療報酬、調剤報酬及び介護報酬等を債権譲渡担保として当該取引先の資金需要に対応しております。
- また、当組合独自商品「債権譲渡担保融資」は介護給付金等の債権譲渡担保融資の取組みとして優れた特色あるものと認められ平成21年2月27日関東財務局より顕彰を受けました。

### 5.地域へのサービスの充実度

#### ▶ ATMサービス

- 店舗設置の他、金融機関相互提携により銀行、信用金庫、信用組合、JAバンク、ゆうちょ銀行、セブン銀行のATMでもお取り扱いができます。

#### ▶ 情報提供活動

- 営業店において、税金や法律などの専門的な相談には税理士、弁護士等専門家の紹介を行っております。

#### ▶ 苦情相談窓口の設置

- 皆様の貴重なご意見を広くお聞かせ願い、組合の経営に生かせるための体制整備として、店頭ロビーに「ご意見箱」を設置し、組合ホームページにも「苦情・ご意見」の書き込み欄を設けております。

#### ▶ AED(自動体外式除細動器)の設置

- 心臓が停止した際に電気ショックを与えて救命措置を行うAED(自動体外式除細動器)を全店に設置しております。

### 6.文化的・社会的貢献

- 当組合役職員が介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)の認定を受け(令和6年3月末時点、30名)、老人福祉施設の敬老会や小平市社会福祉協議会主催の運動会でのお手伝い等に役立てております。
- 認知症を正しく理解するため、多数の職員が「認知症サポートターン」の認定を受けております。(令和6年3月末時点、37名)
- 地域の社会福祉協議会が主催する心身障がい者の運動会やチャリティー・バザー等に参加し、行事運営のお手伝い、車椅子介助等を行っております。
- 各地域の皆様とのコミュニケーションを深めるため地元行事に積極的に参加しております。



# コンプライアンス体制と リスク管理体制

## コンプライアンス（法令等遵守）体制

### コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当組合は、その社会的責任と公共的使命を十分理解し、各種法令や組合内の各種規程等社会的規範を忠実にかつ誠意を持って遵守することにより、業域・地域社会から信頼される金融機関をめざしております。

そのため当組合では、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスを総合的な経営運営の立場から検討、計画、評価することとしております。また、企業倫理規程、行動規程等を定め、これらを含め遵守すべき法令・組合内規程等を「コンプライアンス・マニュアル」として取りまとめ、役職員の手引書として配布、遵守の徹底を図っております。

#### ▶ 法令等遵守に係る基本方針

- (1) 金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保する。
- (2) 法令、諸規則、諸規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行してコンプライアンスの実践を図る。
- (3) その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- (4) 従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- (5) 社会の構成員であること及び業域並びに地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

## リスク管理体制

金融の自由化、国際化や技術革新の進展などにより、金融業務はますます多様化、高度化する一方で内在するリスクも増大しております。金融機関は、自らがさらされているリスクの種類、量や特性を正確に把握し、自己責任において対応を図り、適正な収益を確保しなければなりません。

当組合は、こうした認識から各事業部門が内在するリスクを総体的に捉え、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することとしております。

#### ▶ 信用リスク管理

信用供与先の財務状況の悪化により、貸出金の回収や利息の徴求が困難となり、損失を被るリスクのことです。当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と審査部門を分離し、厳格な審査体制のもと、案件審査・与信管理を行っております。

高額な融資に当たっては、常勤役員で構成する融資審議会で慎重に審査するほか、審査部門では、内部規程に基づき定期的に業況の推移を確認し、担保評価の見直しを図っております。

また、資産管理のために厳格な自己査定を実施し、不良資産に対しては適正な償却・引当を行い、その結果については外部の監査法人の確認も受けております。

#### ▶ 市場リスク管理

金利、為替などの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当組合では、預金・貸出金の金利、有価証券の価格・外国為替の相場が変動することによる時価への影響を分析し、リスクを適切にコントロールしながら、金融資産の健全性の確保に努めております。

#### ▶ 流動性リスク管理

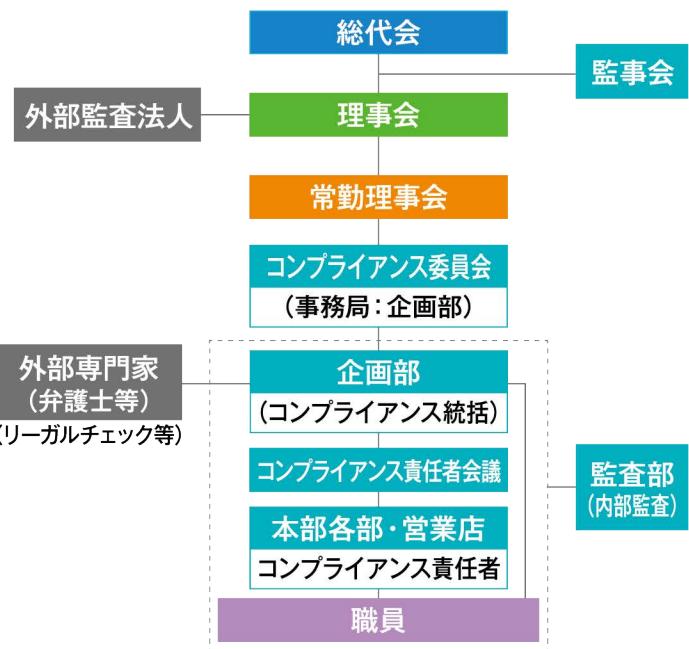
資金の運用と調達のミスマッチや予期しない資金の流出などにより資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされて損失を被るリスクのことです。当組合では、資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金繰りを重要リスクとして位置づけ、効率的な資金運用を行っております。

#### ▶ オペレーションル・リスク管理（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク等）

当組合が業務を遂行していく過程において、役職員の活動や、システム面の不具合、または外生的な事象により、当組合が損失を被るリスク等で、事務・システム・法務・人的・風評等のリスクのことです。当組合では、各リスクについて、適切な管理体制の整備を図っております。

特に、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与に係るリスクについては、国際的要請を踏まえ、金融庁ガイドラインに基づき、管理体制の一層の整備・強化を図っております。

## ■ コンプライアンス体制図



# 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取り組み状況

## 1.中小企業の経営支援に関する取り組み方針

日本の経済動向は、景気回復基調が続いているものの、中小企業におきましては依然として厳しい環境が続いており、中小企業金融円滑化法の終了以降も経営改善・事業再生支援を求める企業が減少していない状況が続いております。

このような状況下、当組合におきましては、中小企業の皆様の経営改善等の支援は非常に重要な課題と考えており、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている取引先への対応については、資金需要等に迅速に対応し、信用供与の維持・拡大を図るとともに、さらなるコンサルティング機能の発揮に努めその責務を果たしていきたいと考えております。

## 2.中小企業の経営支援に関する態勢整備

当組合は、お客様の経営改善・事業再生支援等の取り組みを強化するため、平成26年6月16日付で「経営革新等支援機関」の認定を受けました。

また、本業務に対する取り組み態勢の整備・強化を図る観点から、平成26年3月に本部内に「事業支援室」を設置いたしました。同室では、営業店と連携しながら、支援先の経営課題の分析・把握、経営改善の取り組みの方策の企画・立案、経営改善計画の策定支援などについて、必要に応じ外部の専門家等の協力を得て取り組んでおります。

## 3.中小企業の経営支援に関する取り組み状況

外部専門家を講師とする研修の実施、外部機関が開催する研修会等への参加などにより、コンサルティング能力の向上を図るとともに、外部との連携を強化して具体的な案件の取り組みに努めております。

創業又は新事業開拓、事業承継等のニーズに対しては、開業資金等の供与、外部機関が実施するセミナー情報等の紹介、創業支援等に係る各種制度融資の紹介等、様々な支援を実施しております。

経営に関する相談及び早期の事業再生に関する相談に対しては積極的に対応し、当組合のノウハウを結集して解決の方策を提案できるよう努めています。

### 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

### 「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

令和5年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は218件（前年度108件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は51.05%（同26.87%）、「保証契約を解除した件数」は10件（同6件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）」は該当なし（前年も該当なし）となっております。

## 4.地域の活性化に関する取り組み状況

当組合は業域信用組合として医療・福祉・環境衛生の事業に対する良質な金融サービスの提供に努めるとともに、店舗所在地の地域の中小規模の事業者や個人のお客様に対しても地域密着型の金融に積極的に取り組み、地域の活性化に努めています。

また、令和5年度より新宿区内中小企業の創業・経営安定・事業承継等の各段階における現状・課題に関する情報交換やノウハウの共有等を行い、得られた知識や技術を各金融機関が実施する施策に反映させていくことを通じて、区内中小企業の活性化及び地域経済の発展を図ることを目的とし、新宿区と区内に営業店を置く6つの金融機関等による「新宿区中小企業支援ネットワーク会議」が設立され、当組合も同会議に参画いたしました。

この活動を通じ、更なる地域の活性化に努めて参ります。

## サイバーセキュリティ への取組強化

当組合では、従来より、金融庁の「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づき、サイバーセキュリティ管理態勢の整備を行うとともに、サイバーセキュリティ演習への参加や、脆弱性診断等により、その実効性を高めております。今後も、サイバーセキュリティに係る年度計画に基づき、同対策を強化してまいります。

# 苦情処理措置及び 紛争解決措置について

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度(金融分野における裁判外の紛争解決制度)も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図りながら、当組合に対するお客様の信頼の向上に努めております。

## 苦情 措置 処理

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

**0120-294-805** (午前9時～午後5時)

月曜日～金曜日 (土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)

**[窓口: 東京厚生信用組合 業務部]**

受付日 月曜日～金曜日 (土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)

電話 **0120-294-805** (午前9時～午後5時)

なお、苦情等対応手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

<https://www.tokyosei.co.jp>

## 紛争 解決 措置

**東京弁護士会 紛争解決センター 電話: 03-3581-0031**

**第一東京弁護士会 仲裁センター 電話: 03-3595-8588**

**第二東京弁護士会 仲裁センター 電話: 03-3581-2249**

上記にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記「東京厚生信用組合業務部」または、「しんくみ相談所」にお申し出ください。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

具体的な内容は、仲裁センター等にご照会ください。

**[一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所]**

受付日 月曜日～金曜日 (祝日および協会の休業日は除く)

電話 **03-3567-2456** (受付時間: 午前9時～午後5時)

## マネロン・テロ 資金供与対策

### マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- 1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- 2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- 3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 業務のご案内

## 預金業務のご案内

種類	お預入れ額	特色
普通預金	1円以上(1円単位)	いつでも出し入れが出来る、お財布代わりの預金です。
無利息型普通預金	1円以上(1円単位)	預金保険により全額保護される決済用の普通預金です。この預金には、お利息がつきません。
総合口座(個人の方のみ)	普通預金は、1円以上 定期預金は、1,000円以上	1冊の通帳に普通預金と定期預金がセットされ、いざと言う時に、定期預金を担保として、定期預金残高の90%、最高300万円まで当座貸越契約で自動融資が受けられる口座です。
定期積金	1,000円以上	契約時に積立期間を決め、月々一定額を掛け金として積立て、まとまった金額を作るのに適した積金です。口座からの自動振替もできますが、原則毎月集金に伺います。預入期間1年~5年(年割み)
スーパー定期	1,000円以上	預入期間1ヵ月~5年、お預入時の利率は満期日まで変わりません。
スーパー定期300	300万円以上1,000万円未満	スーパー定期と同利率が適用されます。
大口定期預金	1,000万円以上	預入期間1ヵ月~5年でまとめた資金の運用に最適です。
期日指定定期預金	1円以上(個人の方のみ)	1年複利のお得な預金です。 お預け入れ後1年経過すると1ヶ月前のご連絡でいつでも払出しができます(預入期間1~3年)。
当座預金	1円以上(1円単位)	手形や小切手を振り出すことによって支払いができます。決済用預金として預金保険により全額保護されます。
納税準備預金	1円以上	租税(国税・地方税)を納付する資金を準備するための預金で、預金利息には課税されません。
通知預金	一口 5,000円以上	預入後7日間の据置期間内は、払戻しができません。預入の期間に制限はありませんが、払戻しには、預金者から2日以上前に払戻す旨の予告(通知)が必要です。
一般財産形成預金		勤労者が事業主を通じ、給与から天引きで資金を計画的に積立てる預金です。
スーパー定期“きまくん”	1,000円以上1,000万円未満 (個人の方のみ)	半年複利で、預入6ヵ月後いつでも引き出し自由な5年もの定期預金です。

預金商品の留意事項  
金融情勢により預金利が予告なく変更されることや、預入期間途中のご解約は、約定金利が変更される場合があります。  
ご利用にあたりましては、当組合の窓口や営業担当者に、これらの商品に関するご質問を何なりとお申し出ください。

## 融資業務のご案内

### 個人ローンのご案内

商品名	お使い途など
多目的ローン	学費の支払、マイカー購入、リフォーム資金等にご利用ください。
教育カードローン(チャンスⅡ)	大学、短大、各種専門学校の入学金、授業料等にご利用ください。
フリーローン(チョイス)	お使いみち自由です。(事業性資金にもご利用いただけます)
フリーローン(ハヤテ)	お使いみち自由です。(事業性資金にもご利用いただけます)
フリーローン(のぞみ)	お使いみち自由です。(ただし事業性資金は除きます)
厚信住宅ローン	住宅の購入、買い替え等お住まいにかかる資金にご利用ください。
カードローン(アラカルト)	お使いみち自由です。

#### 商品ご利用に当たっての留意事項

各種ローンについては、それぞれの内容により、ご融資金額やご返済の期間・方法が異なりますので、当信用組合の本支店窓口または営業担当者にお尋ねください。

### 事業者向け融資のご案内

種類	お使い途など
一般のご融資	手形割引・・・一般商業手形の割引としてご利用ください。 手形貸付・・・運転資金などの短期の資金としてご利用ください。 証書貸付・・・設備資金等長期のご融資です。
制度融資	東京都、各市区町村などの各種あっせん融資をお取扱しています。
代理業務	次の機関の代理業務をお取扱っています。お気軽にご相談ください。 全国信用協同組合連合会、(株)商工中金、(株)日本政策金融公庫、東京都中小企業制度融資、(独)中小企業基盤整備機構、(独)勤労者退職金共済機構、(独)住宅金融支援機構・住宅融資保険制度
その他提携業務等	(独)福祉医療機構協調融資

#### 商品ご利用に当たっての留意事項

ご融資の内容により、ご融資する金額やご返済期間、担保・保証人の有無などの条件が異なりますので、当信用組合の本支店窓口または営業担当者にご相談ください。

### 業域事業者向け融資のご案内

商品名	お使い途など
医師・歯科医師向け融資	医師・歯科医師及び医療法人等を対象にしております。運転資金・設備資金・教育資金にご利用ください。
医師向け開業ローン「アシストI・II」	医師及び医療法人等を対象にしております。クリニック開業資金にご利用ください。
東京都環境保全協会会員向け融資	東京都環境保全協会会員を対象としております。清掃車購入にご利用ください
サービス付高齢者向け住宅融資	サービス付高齢者向け住宅運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
認知症高齢者グループホーム事業者向け融資	認知症高齢者グループホーム運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
障害者グループホーム事業者向け融資	精神障害者グループホーム運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
障害者支援事業所向け融資	障害者就労支援事業所運営事業者等を対象としております。運転資金・設備資金にご利用ください。
高金利融資商品肩代り専用融資	高金利融資商品を利用している歯科医師を対象としております。運転資金・設備資金・その他住宅資金等にご利用ください。

商品ご利用に当たっての留意事項  
ご融資の内容により、ご融資する金額やご返済期間、担保・保証人の有無などの条件が異なりますので、当信用組合の本支店窓口または営業担当者にご相談ください。

## サービス業務のご案内

種類	サービスの内容
内国為替	全国の金融機関をくまなくネットワーク、お客様に代わって、ご送金のお取扱をいたします。 手形・小切手などの代金の取立もできます。
年金・配当金の自動受取り	一度の手続きで、あとは毎回自動的にお客様の口座に振込まれます。
給与与振込	給与やボーナスをお勤め先から直接お客様の口座に振込まれますので、必要なときにお引出しができます。
公共料金・保険料等自動支払い	電話・電気・ガス・水道・NHK等の公共料金や保険料の支払いをお客様に代わって預金口座から自動的にお振替えいたします。
キャッシュサービス(MICS加盟)	キャッシュカードで全国の提携金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストア(一部を除く)のCD・ATMでお引き出し及び残高照会がご利用できます。
デビットカードサービス	J-Debit(ジェイデビット)のマークのあるお店で、端末にお手持ちのキャッシュカードを通し暗証番号を入力するだけで、お買物やお食事などのご利用金額がお客様の口座からお支払いできます。
集金業務	定期積金や売上金の集金業務も行っております。
貸金庫(本店・小平・青梅支店)	大切な財産や貴重品、重要書類などを安全に保管いたします。
夜間金庫(小平支店)	営業終了後に、専用バックに入れた売上代金等を夜間金庫に投入していただきますと、翌営業日にお客様のご指定口座にご入金するサービスです。

## 主な手数料一覧

令和6年7月1日現在

			ATM	窓口
	他行宛	電信扱	5万円以上 5万円未満	550円 385円
振込	当組合本・支店扱		5万円以上 5万円未満	330円 110円
	定額自動送金他行宛		5万円以上 5万円未満	660円 495円
	給与振込手数料			1件 110円
取立	他行宛	電子交換※1(自店・本支店の手形等除く) 個別取立(電子交換除く)	1通につき 1通につき	880円 1,650円
その他	振込組戻し料 不渡り手形返却手数料 取立手形組戻し料 取立手形店頭提示料			770円 1,100円 1,100円 1,100円
	手形・小切手交付手数料			当座約束手帳 1冊 1,650円 当座小切手帳 1冊 880円 当座為替手帳 1冊 2,200円 専用当座(マル専)手形用紙 1枚につき 770円
	専用口座開設手数料			割賦販売通知書 1通につき 3,300円
	各種発行手数料			自己宛小切手発行手数料 1件 770円 各種証明書発行手数料 1件 550円 当組合所定外証明書発行手数料 1件 1,100円 取引履歴開示手数料 1件 5年以内 550円 1件 10年以内 1,100円 1件 10年超 3,300円
その他手数料	発行	再発行		
		通帳・証書再発行手数料 キャッシュカード再発行手数料 ローンカード再発行手数料 当座預金照会票再発行手数料		
		株式払込手数料 夜間金庫利用手数料 貸金庫利用手数料		
		両替手数料		
融資関係手数料	ATM利用手数料(本・支店)		平日 9:00~18:00	無料
	期限前返済手数料 (注1)		借入後3年以内の場合	返済元金×1.50%
			借入後3年超5年末満の場合	返済元金×1.00%
			借入後5年以上の場合	返済元金×0.50%
	個人ローン(消費性)(注2)			3,300円
	返済方法の変更			1件 5,500円
	不動産担保取扱手数料	新規設定		1件 33,000円
		極度額増額・追加担保・担保差替		1件 11,000円
		(根)抵当権抹消手数料		1件 11,000円

(上記手数料には消費税を含んでおります。但し、期限前返済手数料を除く)

(注1)一部返済・全額返済共に適用となります。期限前返済の最低金額は、完済の場合を除き1件あたり50万円です。

(注2)住宅ローンを除く提携会社保証の個人ローンが対象です。

\*1 当組合の組合員様および振出人が入金口座名義と同一の場合は無料です。

尚、詳しくは営業担当者及び窓口担当者までお問い合わせください。

# 令和5年度 業績と経営内容

## 令和5年度の事業概況

### 金融経済環境

令和5年度は、新型コロナウィルス感染症が5類に移行したことに加え、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲等、経済に前向きな動きが見られる一方で、賃上げが物価上昇に追い付いていない状況もあり、個人消費や設備投資は、依然として力強さに欠けております。

また、中国経済の減速に加え、ロシアのウクライナ侵攻、中東情勢の不安定化等による地政学リスクの拡大、及び、インフレ対策としての欧米を中心とした金融引締め等による景気の後退観測もあり、日本を含む世界経済は下振れリスクを抱えている状況が見られました。

金融面においても、令和6年3月に日本銀行がマイナス金利政策を解除したこと等により、市中金利にも変動がみられました。

信用組合との関りが深い中小企業・小規模事業者については、物価及び人件費の上昇や人手不足、後継者難に加えて、いわゆるゼロゼロ融資の返済開始による資金繰り等、厳しい経営環境が続いております。

このような環境下、信用組合は、取引先事業者への資金繰り支援や経営改善支援、事業再構築支援など、顧客に寄り添った金融仲介機能の継続的発揮に努めました。

### 業績

当組合は、第四次経営強化計画（3か年）の2年目に当たる令和5年度は、前年度から引き続き、「業域」と「地域」の双方で業務展開を行う信用組合として持続的に金融仲介機能を果たしていくため、取引基盤・収益基盤の拡大に、役職員一丸となって努めてまいりました。

計数面では、収益源となる貸出金について、積極的な営業活動により、平残で対前期比907百万円増加の36,509百万円となった一方、預金積金については、大口預金の解約や相続預金の流出等により、対前期比1,321百万円減少の51,668百万円となりました。

収益面では、平残の増加に加え、利回りが2.17%と前期比で0.06%上昇したこともあり、大宗を占める貸出金利息が対前期比40百万円増加の792百万円となったことを主因として、資金運用収益が対前期比40百万円増加の876百万円、経常収益が947百万円となりました。

費用面では、職員数の減少を主因として、経費が前期比で38百万円減少となったものの、貸倒引当金繰入れと貸出金償却の与信費用を30百万円計上したこと等により、経常費用は667百万円、経常利益は対前期比1百万円増加の279百万円となりました。

なお、金融機関の本来業務に係る収益力を示すコア業務純益は、対前期比91百万円増加の311百万円、最終利益となる当期純利益は、対前期比88百万円増加の275百万円となりました。

### 事業の展望及び課題

令和6年度は、第四次経営強化計画の最終年度であり、2年目までの課題を十分に分析し、同計画の達成に向けて活動強化に努めるべき重要な年と認識しております。

このため、中小規模事業者等のニーズを的確に捉え、資金の仲介だけでなく、ヒト・モノ・情報の仲介等、顧客に寄り添った幅広い支援に取り組んでまいります。

そして、持続的成長を支える収益基盤を確立するとともに、業域取引の基盤再構築と拡大、人材育成の強化に一層努め、将来にわたる健全性に留意しながら、業務展開を図ってまいります。



## 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
  - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。  
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
  - 再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 593百万円  
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 672百万円  
  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。  
※同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額  
△133百万円
  - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 10年～47年  
その他 3年～15年
  - 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
  - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。  
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
  - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。  
なお、中小企業退職金共済機構の退職金共済契約への移行により増額した退職給付債務(55百万円)は職員平均残存勤務期間21年による按分額を費用処理しております。  
また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。  
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1)制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 年金資産の額          | 219,079百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と |            |
| 最低責任準備金の額との合計額  | 216,116百万円 |
| 差引額             | 2,962百万円   |
- (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
(令和4年4月～令和5年3月分) 0.249%

### (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な原因是、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円及び別途積立金14,056百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金9百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

- 睡眠預金払戻損失引当金は負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は信用保証協会の責任共有制度による負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

### 11. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(SK-CALMシステム活用)をしております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合の定款業種先および事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による融資審議会を開催し、審議・報告を行っております。

##### ② 市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当組合は、SKC-ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
金利リスクに関する規程等において、リスク管理手法や手続き等を記載しており、理事会において決定された市場リスク管理方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

###### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち総務部経理課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は企画部を通じ、常勤理事会において定期的に報告されております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスク管理規程の下、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

### 12. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。





### 受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

区分	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	6	40
支払利息の増減	△2	0

### 資金運用勘定 調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	令和4年度	60,841	836,513	1.37
	令和5年度	58,933	876,625	1.48
うち貸出金	令和4年度	35,602	752,958	2.11
	令和5年度	36,509	792,397	2.17
うち預け金	令和4年度	18,144	26,759	0.14
	令和5年度	15,423	25,041	0.16
うち有価証券	令和4年度	6,669	47,319	0.70
	令和5年度	6,575	46,592	0.70
資金調達勘定	令和4年度	53,623	11,859	0.02
	令和5年度	51,769	11,260	0.02
うち預金積金	令和4年度	52,990	11,859	0.02
	令和5年度	51,668	11,260	0.02
うち譲渡性預金	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
うち借用金	令和4年度	633	—	0.00
	令和5年度	100	—	0.00

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(4年度 347百万円、5年度 278百万円)を控除して表示しております。

### 総資産利益率

(単位: %)

区分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.44	0.45
総資産当期純利益率	0.29	0.44

(注) 経常(当期純)利益

総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高(債務保証見返を除く)}} \times 100$ 

### 総資金利鞘等

(単位: %)

区分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.37	1.48
資金調達原価率	1.20	1.17
総資金利鞘等	0.17	0.31

### 主要な経営指標の推移

(単位:百万円、%、口、人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	896	898	880	952	947
経常利益	133	196	191	278	279
当期純利益	135	319	161	187	275
預金積金残高	51,114	53,068	53,543	52,696	52,372
貸出金残高	35,764	37,357	35,958	36,323	37,595
有価証券残高	6,679	6,780	6,760	6,578	6,053
総資産額	61,080	63,646	64,001	62,406	61,927
純資産額	8,660	8,969	9,040	9,081	9,232
自己資本比率(単体)	22.20	21.97	22.55	23.02	22.70
出資総額	5,219	5,226	5,222	5,211	5,188
出資総口数	2,088,583	2,103,992	2,095,464	2,072,685	2,027,617
出資に対する配当金	71	72	72	76	80
職員数	58	63	60	55	52

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。





# 自己資本の充実の状況

## バーゼルⅡ第3の柱に係るディスクロージャー項目

### 1.自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	令和4年度	経過措置による 不算入額	令和5年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	8,959		9,132	
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,568		5,546	
うち、利益剰余金の額	3,467		3,666	
うち、外部流出予定額(△)	76		80	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	184		130	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	184		130	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,147		9,262	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	—		—	
うち、のれんに係るものとの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—		—	
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	20		19	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20		19	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	9,126		9,242	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	38,051		39,079	
資産(オン・バランス項目)	38,051		39,079	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	79		79	
うち、他の金融機関等向けエクスボージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	79		79	
オフ・バランス等取引項目	0		0	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—		—	
中央清算機関連エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,590		1,638	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	39,642		40,717	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	23.02%		22.70%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 2.自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
イ. 信用リスク	38,051	1,522	39,079	1,563
(1) ソブリン向け	—	—	—	—
(2) 金融機関向け	3,432	137	2,959	118
(3) 法人等向け	9,737	389	9,974	398
(4) 中小企業等・個人向け	1,136	45	1,037	41
(5) 抵当権付住宅ローン	829	33	804	32
(6) 不動産取得等事業向け	19,677	787	20,862	834
(7) 3ヶ月以上延滞等	37	1	101	4
(8) 上記以外	3,201	128	3,258	130
ロ. オペレーション・リスク	1,590	64	1,638	65
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	39,642	1,585	40,717	1,628

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポート・リヤー」とは、資産及びオフ・バランス取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、地方公共団体、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内でソブリン扱いになっているもの）のことです。

4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポート・リヤー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポート・リヤーのことです。

5. オペレーション・リスクは、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーション・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益} (\text{直近3年間の正の値の合計額})}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 3.自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている非累積的永久優先出資により構成されております。

調達手段の種類	調達手段の概要
普通出資	①発行主体 東京厚生信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 688百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体 東京厚生信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 7. 2,000百万円（平成24年3月発行分） 1. 2,857百万円（平成26年3月発行分）（注） ③配当率 7. 5年物TONAスワップレート+調整レート(0.059%) +0.7% (5年毎に見直し) 1. 12ヶ月日本円TIBOR+0.51% (毎年見直し)

(注) 2,857百万円のうち2,500百万円は優先出資、357百万円は資本準備金として計上しております。





# 自己資本の充実度に関する事項

## 5.信用リスク削減手法に関する事項

### ●リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取り上げに際し、資金用途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。与信の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、預金積金・有価証券・動産等、保証には、人的保証及び信用保証協会保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「貸付規程」及び「担保財産の評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺等をする場合がありますが、上述の「貸付規程」や各種約定書に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、貸出金と自組合預金積金の相殺等が認められておりますが、当組合は適用しておりません。

(単位:百万円)

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	3,034	2,959						

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー)第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー)を含みません。

## 6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

24

自己資本の充実の状況

当組合は該当ありません。

## 7.証券化エクspoージャーに関する事項

当組合は該当ありません。

## 8.オペレーション・リスクに関する事項

### ●(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、又は外生的事象により損失を被るリスク及び金融機関が自らがオペレーション・リスクと定義したリスクです。

当組合は、オペレーション・リスクについて、事務リスク、情報セキュリティリスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、風評リスク、事業継続リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクに定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

また、これらのリスクに関しては、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等において報告する態勢を整備しております。

### ●(2)オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

## 9.出資その他これに類するエクspoージャー又は株式等エクspoージャーに関する事項

### ●リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合の出資等エクspoージャーには、上場株式、非上場株式、全国信用協同組合連合会への出資金等が該当しますが、その取扱に当たっては「資金運用規程」に基づき適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は定期的に常勤理事会へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理につきましては、内部規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき適正に処理しております。

### (1)出資等エクspoージャー貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	312	312	314	314
非上場株式等	433	433	433	433
合 計	746	746	748	748

(注) 1. 上場株式等とは、取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式です。

2. 非上場株式等には、全信組連出資金、(株)商工中金及び信組情報サービス(株)の株式が含まれます。



# リスク管理債権について

(単位:百万円)

区分	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	220	246
危険債権額	1,514	1,585
要管理債権	668	735
三月以上延滞債権額	3	5
貸出条件緩和債権額	665	730
小計(A)	2,403	2,567
保全額(B)	2,204	2,320
担保・保証額(C)	1,649	1,717
個別貸倒引当金(D)	523	591
一般貸倒引当金(E)	31	11
保全率(B) / (A)	91.72%	90.35%
引当率((D)+(E)) / ((A)-(C))	73.47%	70.88%
正常債権(F)	33,946	35,061
総与信残高(A)+(F)	36,349	37,629

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「担保・保証額」(C)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(D)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「一般貸倒引当金」(E)には、貸借対照表上的一般貸倒引当金の額のうち、「要管理債権」に対して引当てた額を記載しております。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。



# 総代会について

## 5. 総代会の議事内容

第71期通常総代会が、令和6年6月19日に開催され、総代115名のうち、出席112名（うち、書面議決書押受38名、委任状押受24名）のもと、次の事項が付議され、それぞれ原案通り承認可決されました。

### （1）報告事項

第1号報告 第71期事業報告、貸借対照表、損益計算書の報告の件

### （2）決議事項

第1号議案 第71期剰余金処分案承認の件

第2号議案 第72期事業計画及び収支予算案承認の件

第3号議案 理事及び監事選任の件

第4号議案 役員報酬承認の件

第5号議案 組合員の除名承認の件



## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」で構成されています。

#### （1）報酬体系の概要

##### [基本報酬]

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

[退職慰労金]（平成24年6月廃止）

#### （2）役員に対する報酬

（単位：百万円）

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	32	35
監事	6	10
合計	38	45

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号

「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事2名です。

注3. 使用人兼務理事2名の使用人分の報酬は、7百万円です。

#### （3）その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当組合における給与体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上給与を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬額等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の給与体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた給与となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こすような給与体系はありません。

## 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について

私は、当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月20日  
東京厚生信用組合  
理事長 土井 真一郎

## 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「東邦監査法人」の監査を受けております。

## ディスクロージャー開示項目一覧

### 単体ベースのディスクロージャー項目

ごあいさつ・当組合の概要	1
--------------	---

### 【概況・組織】

事業の組織	2
役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	2
店舗一覧(事務所の名称・所在地)	2
自動機器設置状況	2
地区一覧	2

### 【主要事業内容】

主要な事業の内容(業務のご案内)	10~11
信用組合の代理業者	該当なし

### 【業務に関する事項】

事業の概況	12
経常収益	17
経常利益	17
当期純利益	17
預金積金残高	17
貸出金残高	17
有価証券残高	17
総資産額	17
純資産額	17
自己資本比率(単体)	17
出資総額、出資総口数	17
出資に対する配当金	17
職員数	17

### 【主要業務に関する指標】

業務粗利益及び業務粗利益率	16
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	16
資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利回り	17
総資金利ざや等	17
受取利息、支払利息の増減	17
業務純益	17
総資産経常利益率	17
総資産当期純利益率	17

### 【預金に関する指標】

預金種目別平均残高	18
預金者別預金残高	18
定期預金種類別残高	18

### 【貸出金等に関する指標】

貸出金種類別平均残高	18
担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	18

貸出本金利区分別残高	18
貸出金使途別残高	18
貸出金業種別残高・構成比	19
預貸率(期末・期中平均)	18

### 【有価証券に関する指標】

商品有価証券の種類別平均残高	該当なし
有価証券種類別残存期間別残高	19
有価証券種類別平均残高	19
有価証券の取得価額、時価及び評価損益	19
預証率(期末・期中平均)	18

### 【経営管理体制に関する事項】

法令等遵守の体制	7
リスク管理体制	7
サイバーセキュリティへの取組強化	8
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	9
マネロン・テロ資金供与対策	9

### 【財産の状況】

貸借対照表、損益計算書、 損失金処理(剰余金処分)計算書	13~16
リスク管理債権及び同債権に関する保全額	26
(1)破綻先債権 (2)延滞債権 (3)3ヶ月以上延滞債権 (4)貸出条件緩和債権	
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	26
自己資本充実状況	20~25
有価証券、金銭の信託等の評価	該当なし
貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	23
貸出金の償却額	18
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	28
法定監査の状況	28

### 【その他】

継続企業の前提の重要な疑義	該当なし
総代会について	27
報酬体系について	28

### 【地域貢献に関する事項】

地域貢献	
(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)	6
地域密着型金融の取り組み状況	6
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	8

### 【任意の開示項目】

経営ビジョン・経営方針	
当組合の沿革	3
手数料一覧	11



〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-2-18

Tel 03-3342-2415 (代)

Fax 03-3342-4163

URL : <https://www.tokyokosei.co.jp>

Mail : koshin@mxj.mesh.ne.jp

表紙のデザイン 本店 高木 祐実

「東京厚生信用組合らしく、事業の業域基盤の一つである 社会福祉事業、特に高齢者に寄り添ったイメージで作成してみました。」